



長野県報

3月9日(木)
平成18年
(2006年)
第1742号

目次

規則

長野県短期大学学則の一部を改正する規則(教育振興課)	2
----------------------------------	---

告示

生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課)	4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の業務の廃止(厚生課)	4
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課)	4
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課)	5
生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定(厚生課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の所在地の変更(厚生課)	6
公共測量の終了(監理課)	6
広域連合の規約の変更の許可(市町村課)	6

公告

一般競争入札(職員サポート課内部事務システム推進室)	7
一般競争入札(高齢福祉課)	8
一般競争入札(労政課)	8
長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定及び縦覧(環境自然保護課)	9
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	10
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	11
平成17年度技術専門校の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集(雇用・人材育成課)	11
県営土地改良事業の変更計画の縦覧(土地改良課)	11
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課)	11
一般競争入札(2件)(監理課技術管理室)	11
一般競争入札(市町村課)	13
一般競争入札(3件)(管財課)	13
一般競争入札(道路維持課)	16
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課)	17
一般競争入札(4件)(産業技術支援課)	17
一般競争入札(10件)(自律教育課)	20

規則

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月 9日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第4号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第12条中「卒業証書」の次に「及び短期大学士の学位」を加える。

第12条の2の表の生活科学科の項中

「学校図書館司書教諭免許状 栄養士」を

「栄養教諭二種免許状 学校図書館司書教諭免許状 栄養士」に改める。

別表第1の1の新入生ゼミナール科目の項中

「新入生ゼミナール2」を「新入生ゼミナール1」に改め、

同1の総合教育科目の項中「日本語コミュニケーション2 文学2 音楽の世界2」を「文学2 音楽の世界2 美術2」に、

「情報機器の操作2 総合演習2」を「総合演習2」に改

め、同1の専門開放科目の項中「英米の言語文化I2 英米の言語文化II2 日本文学概論2」を「日本文学概論2」に、「比較文化2」を「比較文化2 英米文化研究2 英米言語研究2」に、「食事計画論1」を「住環境とインテリア(住居学を含む。)2」に改め、同1の備考の1中「総合教育科目の演習のうち「情報機器の操作」並びに」を削り、同備考の2中「総合教育科目の演習のうち「情報機器の操作」及び」を削り、同備考の3を削り、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同表の2の多文化コミュニケーション学科英語英米文化専攻の項中

「English Grammar A・B2」を「English Grammar2」に、「English Communication I A・B2 English Communication II A・B2 Listening Comprehension I A・B2 Listening Comprehension II A・B2 Current English A・B2」を

「English Communication I2 English Communication II2 Listening Comprehension I2 Listening Comprehension II2 Current English2」に、「演習「イギリスの文化I」A・B2 演習「イギリスの文化II」A・B2 演習「アメリカの文化」A・B2 演習「英語学」A・B2 演習「情報ネットワーク」A・B2」を「演習「イギリスの文化I」2 演習「イギリスの文化II」2 演習「アメリカの文化」2 演習「英語学」2 演習「情報ネットワーク」2」に、「English Communication III A・B2 English Communication IV A・B2 英語情報演習 A・B2」を

「English Communication III2 English Communication IV2 英語情報演習2」に、「英米の言語文化I2 英米の言語文化II2」

を「英米文化研究2 英米言語研究2」に改め、同2の多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻の項中「書道芸術論2 書道2」を「日本語コミュニケーション2 日本語情報演習2 書道芸術論2 書道2 日本政治論2 日米関係論2」に、「英米の言語文化I2 英米の言語文化II2」を「英米文化研究2 英米言語研究2」に改め、同2の生活科学科健康栄養専攻の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 生活科学科 健康栄養専攻 and a list of subjects including 基礎有機化学, 解剖生理学, 食品学, etc.

別表第1の2の生活科学科生活環境専攻の項中「食生活論(食物学を含む。)2 食品科学2 栄養学2」を「食物学(栄養学及び食品学を含む。)2」に改め、同2の幼児教育学科の項中「保育実習の指導1」を「保育実習の指導1 情報機器の操作2」に改める。

別表第2を次のように改める。

(別表第2)(第8条関係)

Table with 4 columns: 区分, 学科目及び単位数(数字で示す), 必修, 選択. It details subject requirements for 教職に関する科目 and 栄養教諭二種免許状.

			習の指導1 栄養教育実習1
司書に関する科目	多文化コミュニケーション学科	図書館概論2 図書館経営論1 図書館サービス論2 情報サービス概説2 レファレンスサービス演習1 図書館資料論2 資料組織概説2 資料組織演習2 児童サービス論1	図書及び図書館史1 図書館特論1
司書教諭に関する科目	多文化コミュニケーション学科 英語英米文化専攻 日本語日本文化専攻 生活科学科	学校経営と学校図書館2 学校図書館メディアの構成2 学習指導と学校図書館2	

別表第4の多文化コミュニケーション学科の項中「11単位」を

「10単位」に、

10単位以上	12単位以上
10単位以上	12単位以上

を

「

12単位以上	10単位以上
12単位以上	10単位以上

に改め、同表の生活科学科の項中

「13単位」を「12単位」に、「23単位」を「20単位」に、「11単位」を「10単位」に改め、同表の備考中「から4単位以上、かつ、B群から4単位」を「及びB群からそれぞれ2単位以上計8単位」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日現に在学する者に係る学科並びにその者の履修すべき学科目、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育振興課